

顧客本位の業務運営と「最善の利益」の法定

今泉宣親 金融庁企画市場局市場課市場企画室長
寺川和真 金融庁企画市場局市場課課長補佐

一 はじめに

二〇二三年一月二〇日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立し、同年一月二十九日に公布された(以下「改正法」という)。改正法には、「金融経済教育推進機構」の創設や四半期報告書制度の廃止などの施策とともに、顧客等の最善の利益を勘案した誠実公正義務の創設が盛り込まれている。

これは、金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告(以下「顧客本位TF中間報告」という)(二〇二二年二月九日)において、「『原則(注二)』に定められている金融事業者は顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきであることを広く金融事業者一般に共通する義務として定めることなどにより、『原則』が対象とす

る金融事業者全体による、『原則』に沿った顧客・最終受益者の最善の利益を図る取組みを一步踏み込んだものとするを促すべきである」と提言されたことを受け、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(注二)(以下「改正金サ法」という)に、「金融サービスを提供する事業者及び企業年金等の実施者に対して、横断的に、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行する義務」(注三)(以下「新誠実公正義務」という)を新設するものである。

本稿は、新誠実公正義務の内容について、顧客本位の業務運営に係るこれまでの議論を振り返りながら紹介するものである。なお、本文中、意見にわたる部分は、筆者らの個人的見解である。

目次

- 一 はじめに
- 二 顧客本位の業務運営に関連する金融行政の取組みの経緯
- 三 新誠実公正義務の概要
- 四 新誠実公正義務の内容
 - 1 「金融事業者が収益を上げることが否定されるのか」
 - 2 「実際に顧客が収益を上げる結果まで求められるのか」
 - 3 「業務の遂行には絶対的な水準が求められるのか」
 - 4 「個別の取引における販売・勧誘場面等のみに関する義務であるのか」
- 五 おわりに

二 顧客本位の業務運営に関連する金融行政の取組みの経緯

新誠実公正義務の規定において、「顧客等の最善の利益を勘案しつつ」と定めているのは、顧客本位原則(注四)で求められてきた、顧客の最善の利益を図り、顧客本位の業務運営を行うことを法律上の義務として位置づけるものである。そこで、新誠実公正義務の内容を紹介するに先立ち、顧客本位の業務運営に関連するこれまでの金融行政の取組みの経緯を簡単に振り返りたい。

平成一九事務年度、金融庁は「ベター・レギュレーション」(よりよい規制環境を実現するための金融規制の質的な向上)に取り組みを旨を表した(注五)。少子高齢化が進む中、経済が持続的発展を遂げるためには、高い付加価値を生み出す金融サービス業が経済における中核的な役割を果たす必要があることや、金融取引のグローバル化等の新しい状況に的確に対応していく必要があることを背景とする。ベター・レギュレーションは「ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ」(優先課題への効果的対応)「金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視」(行政対応の透明性・予測可能性の向上)を四つの柱として位置づけ、「ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ」では、詳細なルールを設定し、それを個別事例に適用していくという「ルール・ベースの監督」と、いくつかの主要な原則を示し、それに沿った金融機関の自主的な取組みを促す「プリンシプル・ベースの監督」とを最適な形で組み合わせることによって、金融規制の全体としての実効性を確保していくとした。

「平成二五事務年度金融モニタリング基本方針」(二〇二三年九月六日)においては、ミニマム・スタンダードの遵守だけでは世界に伍して戦えないとして、「原則としてより優れた業務運営(ベスト・プラクティス(最良慣行))に近づ

く観点」からの金融モニタリングを実施していくとし、そのモニタリングの手法として、金融機関の「ビジネスモデルの将来にわたる持続可能性はどうか」との観点から「金融機関の収益構造及び将来の展望」についての議論を金融機関との間で深めていくとした。

翌年、金融庁は、これを受けて行われたモニタリングの結果を「金融モニタリングレポート」(二〇一四年七月)として公表した。ここでは、投資信託の販売業務態勢に着目し、「投資信託残高が伸び悩む一方で、銀行の投資信託販売に係る収益が増加」しているとの状況を明らかにした上で、このような状況は「乗換え売買が行われている中で生じていると推測される」と指摘した。そして、投資信託の販売インセンティブについて「預り資産残高・顧客基盤拡大」よりも「収益・販売額」に比重を置いている銀行が七割であったとの検証結果や、幅広い商品を揃えるという商品ラインナップの考え方もあいまって次々と新しい商品が設定・販売される一方、その多くが償還されることで、ファンドの資産残高が伸びていないのではないかと考えられるとして、業績評価や商品ラインナップなどに関する検証結果を公表した。この検証結果を踏まえ、「個人の安定的な資産形成を進めていくには、①金融機関が顧客のニーズを的確に把握し、そのニーズに沿った商品のうち顧客にとって最良の商品を提供する、②こうした取組

みが、顧客による投資の成功体験をもたらし、ひいては、貯蓄から投資への流れを一層進めることにつながる、③この結果、金融機関においても、投資信託販売業務の収益が拡大・安定していく、という好循環を実現することが重要」であるとした。

さらに、「平成二六事務年度金融モニタリング基本方針」(二〇一四年九月)では、「金融機関が…、経済の成長や国民生活の安定に寄与することが、ひいては、金融機関自身の安定的な収益にもつながっていくような『好循環』の実現」を目指すとの監督・検査の基本的な考え方の下、「手数料や系列関係にとらわれることなく顧客のニーズや利益に真に合う金融商品・サービスが提供されているか」等の検証を行うことを重点施策の一番目に掲げた。これは顧客のニーズや利益に形式的に合う商品・サービス提供ではなく、実質的な意味で顧客のニーズや利益に合う商品・サービスが提供されているか検証を行うものとも言い換えることができる。そして、各論的な重点施策の中では、家計等の多額の資産が適切に運用されるためには「商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関がその役割・責任(フィデューシャリー・デューティー)」を果たすことが求めらるるとし、金融庁としては「金融機関の経営の考え方、業績評価、現実に提供されている金融商品・サービス等」について検証を行うとしている

る。

「平成二七事務年度金融行政方針」（二〇一五年九月）においては、「投資信託の回転売買等手数料稼ぎを目的」とした販売会社の経営を「顧客本位とは言えない経営」とであると記述した。また、「フィデューシャリー・デューティーの徹底」を掲げ、たとえば、投資運用業者に対しては、系列販売会社との間の適切な経営の独立性の確保や、顧客の利益に合う商品の組成・運用等の取組みを促すとした。同金融行政方針ではさらに、「金融機関等の個々の活動を細かく規制するのではなく、金融機関等の創意工夫を引き出すことで、全体として質の高い金融サービスの実現を図」との金融行政のあり方を示した。

「平成二七事務年度金融レポート」（二〇一六年九月）では、金融機関が、「顧客ニーズにあった良質なサービスや金融商品を提供し、企業の生産性向上や国民の資産形成の拡充を後押しする」ことで、「金融機関自身も、企業や国民資産の成長を通じて持続的な収益を確保し、成長していく」という姿を「顧客との共通価値の創造」に根ざしたビジネスモデルの確立」として、これを目指すべき金融の姿とした。顧客との「共通価値の創造」の構築は、「平成二八事務年度金融行政方針」（二〇一六年一〇月）でも、「持続可能なビジネスモデルの一つの有力な選択肢」としている（注六）。

以上のような一連の議論を経て、金融審議会

「市場ワーキング・グループ」において「顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）」が議論され（注七）、同ワーキング・グループの報告において顧客本位原則の策定が提言された。これを受けてパブリックコメントを実施の上（注八）、二〇一七年三月に同原則を策定・公表した（図表）。これと併せて「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組み」を公表し、ここでは、顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるようにするための成果指標（KPI）を、取組方針やその実施状況の中に盛り込んで公表するよう働きかけることで、金融事業者の取組みの「見える化」を進めるとした。なお、前記の「共通価値の創造」の考え方は顧客本位原則「原則2」の注書きに盛り込んでいる（注九）。

平成二九事務年度には、「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIについて」を公表し、「長期的にリスクや手数料等に見合ったリターンがどの程度生じているかを『見える化』することが、顧客が良質な金融事業者を選ぶ上で、有益」との観点から、「①運用損益別顧客比率」「②投資信託預り残高上位二〇銘柄のコスト・リターン」「③投資信託預り残高上位二〇銘柄のリスク・リターン」の三指標を、比較可能な共通KPIとして公表した（注一〇）。平成三〇事務年度・令和元事務年度には、こ

うした取組みに加え、「投資信託等の販売会社における顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」として、モニタリング等により把握した客観的な事実に基づき、業績評価体系や商品ラインアップの見直し等の取組状況を公表するほか、「販売会社における比較可能な共通KPIの傾向分析」（二〇一九年一月二十九日）において個社ごとの投資信託の運用損益別顧客比率等を、「リスク性金融商品販売にかかる顧客意識調査について」（同年八月九日）において顧客ニーズに合った金融商品の提案を受けたか等を含めた顧客アンケート結果を公表した。

しかし、二〇二〇年八月五日に公表された「金融審議会市場ワーキング・グループ報告書」では、「一部の金融事業者においては、『原則』の文言を若干変えた程度の取組方針を策定・公表し、これをもって顧客本位の業務運営の取組とするなど『原則』の採択自体を目的化しているかのようない動きも見られる」と指摘した上で、「より良い取組を行う金融事業者が顧客から選択されていくメカニズムを実現していくためには、…：プリンシプルベースによる対応の実効性をより一層高めていくことが望まれる」とされ、また、「ベスト・プラクティスの対極にある不適切な事例に対しては、…：監督指針の改正により、ルールの適用についての明確化を図ることが必要」として、「プリンシプルベースの対応を基本としつつ、ルールベースの

〔図表〕 顧客本位原則策定までの顧客本位の業務運営に関連する主な公表物等

事務年度	公表物とその記載内容等
平19	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融規制の質的向上について（ベター・レギュレーションへの取組み）」（2007年7月） ⇒ 第一の柱として「ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ」との記載。 ・「金融サービス業におけるプリンシプル」（2008年4月） ⇒ 「利用者の合理的な期待に応えるよう必要な注意を払い、誠実かつ職業的な注意深さをもって業務を行う」との記載。
平20	<ul style="list-style-type: none"> ・「検査基本方針」（2008年8月） ⇒ 「ベター・レギュレーションの考え方を財務局も含めた検査部局全体に一層浸透・定着させることが最重要課題となっている」との記載。
平21-24	<ul style="list-style-type: none"> ・「検査基本方針」（2009年8月～2012年8月） ⇒ ベター・レギュレーションの進化に向けた取組みが盛り込まれる。
平25	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成25事務年度金融モニタリング基本方針」（2013年9月） ⇒ 「より優れた業務運営（ベスト・プラクティス（最良慣行））に近づく観点からの金融モニタリングを実施していく」との記載。
平26	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融モニタリングレポート」（2014年7月） ⇒ 銀行の投資信託販売業務態勢のモニタリング結果を紹介する中で、金融機関が顧客に最良の商品を提供することにより、顧客の成功体験がもたらされ、その結果金融機関においても収益の拡大・安定に繋がる「好循環」の実現が重要との記載。 ・「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」（2014年9月） ⇒ 「商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関がその役割・責任（フィデューシャリー・デューティー）を実際に果たすことが求められる」との記載。
平27	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融モニタリングレポート」（2015年7月） ⇒ 投資信託販売態勢のモニタリング結果を紹介する中で、「安全性の高さ」を重視する顧客が多い一方、実際の売れ筋商品はリスクの比較的高い商品となっている旨等を記載。 ・「平成27事務年度金融行政方針」（2015年9月） ⇒ 「フィデューシャリー・デューティーの徹底」を掲げ、たとえば、投資運用業者に対して、系列販売会社との間の適切な経営の独立性の確保、顧客の利益に適う商品の組成・運用といった取組みを促していく旨を記載。
平28	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成27事務年度金融レポート」（2016年9月） ⇒ 国民の安定的な資産形成の促進の観点から、投資信託の販売に言及し、銀行窓販において収益は拡大する一方、残高が伸びていない旨を記載。 ・「平成28事務年度金融行政方針」（2016年10月） ⇒ 金融機関等による顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）の確立と定着に向けて、「顧客本位の業務運営を行うべきとの原則の確立・定着」「手数料の開示の促進」「リスクの所在等の説明（資料）の改善」「顧客本位の取組みの自主的な開示の促進」等に取り組む旨の記載。 ・「金融審議会市場ワーキング・グループ報告」（2016年12月） ⇒ 顧客本位の業務運営に関する原則の策定が提言される。 ・「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定・公表（2017年3月）

対応を適切に組み合わせることにより、顧客本位の業務運営の更なる進展を図るべきである」と提言された。これを受けて顧客本位原則の内容を充実させるとともに、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」において、不適當・不誠実な行為の例示を加える（注一一）など、監督上の対応の強化を併せて行った。

このように顧客本位原則の策定・改訂後も、プリンシプルベースのアプローチを基本としつつ顧客本位の業務運営の取組みを促進してきた中、たとえば、同原則の改訂の際にわかりやすく簡潔に重要な情報を提供し、多様な商品の比較を行いやすくするという趣旨の下で導入された「重要情報シート」の活用もはじまっているなど、顧客本位の業務運営の取組みには一定の進展がみられていた。しかし、顧客本位TF中間報告では、引き続き「リスクが分かりにくく、コストが合理的でない可能性のある商品が推奨・販売されているのではないか」といった課題が指摘されているなどとされ、顧客本位の業務運営の「取組みは『道半ば』の状況にある」と記述された。そして、同中間報告において、前記一に記載のとおり提言がなされたことを受けて、改正金サ法二条に新誠実公正義務の規定を新設するに至った。

三 新誠実公正義務の概要

○金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

第二章 顧客等に対する誠実義務

第二条 金融サービスの提供等に係る業務を行う者は、次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であつて顧客（次項第十四号から第十八号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあつては加入者、その他政令で定める場合にあつては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものを行うときは、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

2 前項の「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」とは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 十九（略）

新誠実公正義務の名宛人は、「金融サービス

の提供等に係る業務を行う者」と規定され、その定義を改正金サ法二条二項に置いている。顧客本位TF中間報告において、「金融事業者のほか、企業年金制度等の運営に携わる者等もこのような規定の対象に加えることにより、広くインベストメント・チェーンに関わる者を対象として、顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営に向けた取組みの一層の横断化を図るべき」と提言されたことを受け、金融サービスを提供する事業者のほか、企業年金等の実施者についても義務の名宛人とするものである。なお、改正金サ法二条二項各号に掲げる行為に係る業務を行う者であれば、当該業務に係る登録、届出等の要否や有無にかかわらず、本義務が適用されることとなる（注一二）。

新誠実公正義務の相手方は、金融サービスの提供に係る業務を行う場合は「顧客」、企業年金等の実施に係る業務を行う場合は「加入者」としている。なお、後者に関して、確定給付企業年金法では「加入者」と並んで「加入者であった者」が規定されているほか、石炭鉱業年金基金法では「坑内員」「坑内員であった者」「坑外員」「坑外員であった者」と規定されるなど、根拠法令によって必ずしも「加入者」との文言のみが用いられているわけではないが、これらはいずれも新誠実公正義務に規定する「加入者」に包含されるものと解される。

新誠実公正義務の規定は、「顧客等の最善の

利益を勘案しつつ」としている点で、改正前の金融商品取引法（以下「改正前金商法」という）三六条一項等の誠実公正義務の規定等と異なっている。改正前金商法三六条一項の誠実公正義務は、一九九〇年に証券監督者国際機構（IOSCO）が定めた行為規範原則の第一原則「誠実・公平」を平成四年証券取引法等改正において取り込んだものであると、同行規範原則では「業者は、その業務に当たっては、顧客の最善（大）の利益および市場の健全性を図るべく、誠実かつ公平に行動しなければならない」（注一三）と記載されているが、証券取引法の条文上は「顧客の最善の利益」との文言は明記されず、顧客の最善の利益を図ることが誠実公正義務の内容として含まれるかは明確ではなかった（注一四）。今般の法改正において、「……顧客等の最善の利益を勘案しつつ、……誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない」と規定されたことで、誠実かつ公正に業務を遂行する義務において「顧客等の最善の利益を勘案」することが求められることが条文上明らかとなった。なお、新誠実公正義務の規定の新設に伴い、改正前金商法三六条一項など（注一五）、新誠実公正義務の規定と同趣旨の誠実公正義務に係る規定等は削除することとしている。

新誠実公正義務が新設される改正金サ法上、同義務の違反に関する罰則や直接の監督上の処

分規定は置いていない。しかし、同義務の対象となる各業務に係る業法上に、監督上の処分の規定がある場合、本義務の違反が、当該規定に基づき行政処分の対象となり得る。なお、新誠実公正義務の名宛人には企業年金等の実施者が含まれているが、これらの者に対する指導監督については、各制度毎の個別法に基づき行われることとなるため、たとえば確定給付企業年金法上の事業主等については従来どおり厚生労働省がこれを行うこととなる（注一六）。

四 新誠実公正義務の内容

以上が新誠実公正義務の規定の概要であるが、「顧客等の最善の利益を勘案しつつ」との文言を含め、新誠実公正義務の規定は抽象的な規定となっている。そこで、新誠実公正義務に関して聞かれる懸念等を踏まえ、新誠実公正義務の内容について解説する。

1 「金融事業者が収益を上げることが否定されるのか」

新誠実公正義務により、「顧客等の最善の利益を勘案」することが明示的に求められることとなると、金融事業者が収益を上げることが否定されるのではないか、金融事業者には収益を無視して顧客の最善の利益を勘案した対応が求められるのではないか、といった懸念が聞かれる。

る。

新誠実公正義務の下でも、顧客の最善の利益を勘案することと金融事業者の収益性とは両立させることは否定されないものと考えている。金融事業者が「顧客の最善の利益」を考えた良質な金融商品・サービスを顧客に提供し、顧客がその金融商品・サービスが自分にとって「最善の利益」につながっていると実感すれば、その顧客の金融事業者に対する信頼が高まり、そのような顧客は継続してその金融事業者から金融商品・サービスの提供を受けることを希望することが想定される。そうした顧客は親族や知人にその金融事業者を紹介することもあるだろう。そうした信頼に基づく顧客基盤が形成されることで、金融事業者の収益は拡大・安定するものと考えられる。前記二のとおり、これまでの顧客本位の業務運営に関する一連の議論も、金融機関が良質なサービスを提供することで、顧客に付加価値がもたらされ、顧客の支持が得られることで、金融機関自身も安定した収益を確保するとこの好循環を実現するという金融機関のビジネスモデルの議論として展開されてきたものといえることができる。金融事業者が顧客に良質な商品・サービスを提供し、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められるのではないかと思われる。

2 「実際に顧客が収益を上げる結果まで求められるのか」

「最善の利益」との規定の文言からは、結果としての経済的な利益を顧客にもたらすことが求められるのではないか、損切りの提案をすることは許されないのではないか、といった懸念が聞かれる。

「最善の利益」は、短期的な意味での利益（顧客にとって目先の経済的な利益を生じるかもしれないが長期的にみたとときには顧客のためにはならない可能性がある場合の当該経済的な利益等）や、形式的な意味での利益（「投資した一〇〇円が結果として一〇五円になったときの差額の五円」といった機械的な計算に基づく経済的な利益等）を主に想定したものではない。新誠実公正義務の規定は、短期的・形式的な意味での利益を追求する投資家ニーズに 대응することを否定するものではないが、「最善の利益」はこうした短期的・形式的な意味での利益に限らず、実質的な意味での利益を主に想定しており、これは顧客一人ひとりによって異なるものと考えられる。顧客が長期的な視点に立って投資判断を行う投資家であれば、投資の時間軸も長くなり、それに応じた「最善の利益」が考えられる必要があるし、また、そもそも手元資金が不足しているような顧客に対しては、仮に将来的に経済的な利益を生じる可能性が高いと判断しても、その顧客に

投資を勧めることが、その顧客にとつての「最善の利益」であるか考える必要があると思われる。

「顧客本位原則が策定された際のパブリックコメントにおいて、「原則2」に定める「顧客の最善の利益を図る」ということの意味に関するコメントが寄せられた際には「何が顧客のためになるかを真剣に考え、横並びに陥ることなく、より良い金融商品・サービスの提供を競い合うことが求められます」と回答（注一七）している。新誠実公正義務においても同様に、必ずしも短期的・形式的な利益に限らない実質的な意味での「顧客等の最善の利益」を考えることが求められる。

3 「業務の遂行には絶対的な水準が求められるのか」

「最善」との規定の文言からは、たとえば、常に手数料の安いあらゆる商品を扱わなければならないのではないかと、といった絶対的な水準が求められるのではないかと懸念が聞かれる。

しかし、「顧客の最善の利益」を実現していく方法は、各金融事業者の規模や特性（銀行、証券会社、保険会社といった業態の別や対面証券、ネット証券といったサービス提供のあり方等）のほか、顧客基盤（家族構成や年齢等）や各社の保有するリソース等に応じて異なり得るものであるから、それらの要素にかんがみて、顧客に対

して誠実かつ公正に業務を遂行することが求められることとなるのであって、絶対的な水準が一律に要求されるものではない。

4 「個別の取引における販売・勧誘場面等のみに関する義務であるのか」

新誠実公正義務に関する対応のあり方としては、たとえば、個別の取引における販売・勧誘の場面において、金融商品のリスクをわかりやすく情報提供することなどを想起するかもしれない。

個別の取引における販売・勧誘の場面の個々の行為のあり方も重要であるが、前記二のとおりにビジネスモデルのあり方、たとえば、業績評価をはじめとする組織運営のあり方であるとか、商品ラインナップのあり方やプロダクトガバナンスなども含め、「顧客等の最善の利益を勘案」することが求められるものである。これまで「投資信託等の販売会社における顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」（注一八）等においてモニタリングにより把握した課題や工夫事例などを公表してきている。ここで工夫事例として紹介した例に機械的に準拠するなど、形式的・画一的に対応することは本改正の意図するところではないが、これらも参考にしながら「顧客等の最善の利益」を実現するため、組織運営や商品・サービス提供も含め、誠実かつ公正に業務を遂行することが期待され

る。

五 おわりに

誠実公正義務については、「証券会社が、顧客の取引口座に対して支配を及ぼして、顧客の信頼を濫用し、顧客の利益を犠牲にして手数料稼ぎ等の自己の利益を図るために、顧客の資産状況、投資目的、投資傾向、投資知識、経験に照らして過大な頻度、数量の証券取引の勧誘をすることは、顧客に対する誠実義務に違反する詐欺的、背任的行為として、私法上も違法と評価すべき」として、債務不履行責任ないし不法行為責任を認めた裁判例（注一九）もみられる。今般の法改正は、新誠実公正義務に違反した金融事業者が当然に民事上の損害賠償責任を負うことを規定することを意図するものではなく、裁判上の規範としての機能については、今後の裁判実務の積み重ねにゆだねられることになるが、今般、誠実かつ公正に業務を遂行するに当たって「顧客等の最善の利益を勘案」することが条文上、明示的に求められることを踏まえ、民事訴訟等において活用される例が増えてくれば、顧客本位の業務運営の取組みに対する影響も生じてくるように思われる。

今般の法改正により顧客本位の業務運営の取組みが定着・底上げされることを切に願う。

(注一) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」(二〇一七年三月三〇日策定。二〇二一年一月一五日改訂。以下「顧客本位原則」という)。
 (注二) 改正法により「金融サービスの提供に関する法律」の題名が改正された。同改正については「金融経済教育推進機構」に関する改正とともに二〇二四年二月一日に施行。

(注三) 金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案要綱」(第二一回国会における金融庁関連法律案) (<https://www.fsa.go.jp/common/diet/21101/youkou.pdf>)。

(注四) 「原則2. 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである」(顧客本位原則四頁)。

(注五) 金融庁「金融規制の質的向上について(ベター・レギュレーションへの取組み)」(二〇〇七年七月三一日) (<https://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20070731.html>)。

(注六) 池田唯一「金融資本市場をめぐる制度整備の動向」証券レビュー五七巻六号(二〇一七)参照。

(注七) 同ワーキング・グループ第三回、第四回、第六回、第八回、第一〇回、第一一回において主に議論された。

(注八) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」の確定について「別紙1「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(二〇一七年三月三〇日) (<https://www.fsa.go.jp/>

<news/2820170330-1.html>)。

(注九) 原則2. の注書きは次のとおり。
 「金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである」。

(注一〇) 二〇二二年一月一八日には外貨建保険の販売会社における比較可能な共通KPIとして「①運用評価別顧客比率」「②銘柄別コスト・リターン」の二指標を導入する旨を公表した。

(注一一) 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-1(二〇二四年四月時点)。

(注一二) たとえば、改正金サ法二条二項二号により「金融商品取引業に係る業務……を行う者並びにその役員及び使用人」が新誠実公正義務の名宛人となる場合、金融商品取引業(≡金融商品取引法二条八項各号に掲げる行為のいずれかを業として行うこと)に係る業務を行う者であれば、金融商品取引業者としての登録を受けていない者(他の法令上の規定により、金融商品取引業者としての登録なく当該行為を業として行うことができる者を含む)であっても、本義務を負うこととなる。

(注一三) “In conducting its business activities, a firm should act honestly and fairly in the best interests of its customers and the integrity of the market” (IOSCO, “A Resolution on International Conduct Of Business Principles” (November 1990) (<https://www.iosco.org/library/resolutions/pdf/IOSCOR ES4.pdf>)).

(注一四) 顧客本位TF中間報告二頁注二。
 (注一五) 改正前金商法三六条一項、同法六六条の七、金融サービスの提供に関する法律二四条、銀行法五二条の六〇の二、同法五二条の六一の九、株式会社商工組合中央金庫法六〇条の一。

(注一六) 第三一回社会保障審議会企業年金・個人年金部会「資料3」(二〇二四年一月二十九日)五頁。なお、確定拠出年金運営管理機関は厚生労働省と金融庁の共管である(確定拠出年金法一一四条)。

(注一七) 金融庁・前掲(注八)二〇頁No.66。

(注一八) 令和五事務年度は金融商品の対象商品を広げたことから「リスク性金融商品の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」(二〇二三年六月三〇日)との標題としている。

(注一九) 大阪高判平成二二年九月二九日判例タイムズ一〇五五号一八一頁。

(いまいずみ・よしちか
てらかわ・かずま)